

我が国最初の写真の保存・修復に関する当研究室では、写真保存用包材、修復用材料などの写真適正試験をはじめ、各種写真の保存条件、展示照明条件などの最適化研究を行っている。また、画像劣化原因の排除、劣化画像の復元処理などを含めた保存科学全般にわたる調査研究を進めている。

1. 今年度の研究内容

千葉大学との共同実験として、イメージング分光情報に基づく古写真彩色材料の解析法について、2010年度（社）日本写真学会年次大会にて報告した。写真資料を含む文化財の保存・修復のためには、その構成材料を正確に把握する必要がある。文化財の分析には、非破壊・非接触による手法を用いる。そのため、限られた分析方法の結果を総合して、材料の推定を行っているのが現状である。構成材料を明らかにすることは、その保存性の検証だけでなく、資料の来歴や形成に至る情報にも繋がるのが期待できる。

この研究では、比較的写真資料に対する影響が少なく、局所的あるいは二次元画像としてのデータが得やすいと考えられる可視～近赤外の分光情報を利用する。特に古写真に使用されている彩色部をキャラクタライズすることから色材同定に繋げ、保存や研究に役立てることを目指すものである。報告では、多層の現象の要素を絞り込み、与えられる影響を簡略化したモデルでの測定手法を提案し、実測との比較を通して提案モデルの妥当性を検証した。

現在も同研究は継続しており、今年度は、色材の濃淡と卵白紙への染み込み方向の濃度プロファイル推定に基づく試解析モデルを組み立て、Kubelka-Munk 理論を用いて解析した。すでに当館収蔵作品でのイメージング分光器測定は終了し、この試解析モデルに基づき、さらに色彩の劣化情報へとつなげて議論できることを期待する。

尚、この研究内容については、文化財保存修復学会第32回大会にて報告予定である。

千葉大学および便利堂（協力）との共同実験として、コロタイプ印刷のオゾンガスによる画像経年劣化への影響について、（社）文化財保存修復学会第32回大会にて報告した（図1）。

コロタイプ印刷は、長く文化財の再現に利用されてきたが、最近では、インクジェット・プリントがその画像保存性が向上したことや、大判プリントが可能なることから、文化財複製に使われ始めている。画像保存性の評価には、光によって色褪せる「明退色」、保存温度に依存する「暗退色」、また、インクジェット・プリントの画像保存性の評価には、この耐光性、暗所保存性の2条件以外に、重要な要素として耐オゾン性がある。インクジェッ

ト・プリントとの比較情報として、コロタイプ印刷のオゾンガスによる画像経年劣化への影響も検討し、報告した。

コロタイプ印刷の画像保存性は、千葉大学、日本大学、便利堂（協力）の共同実験として、耐光性、暗所保存性、耐オゾン性についての実験結果を当館紀要No.10にまとめた。

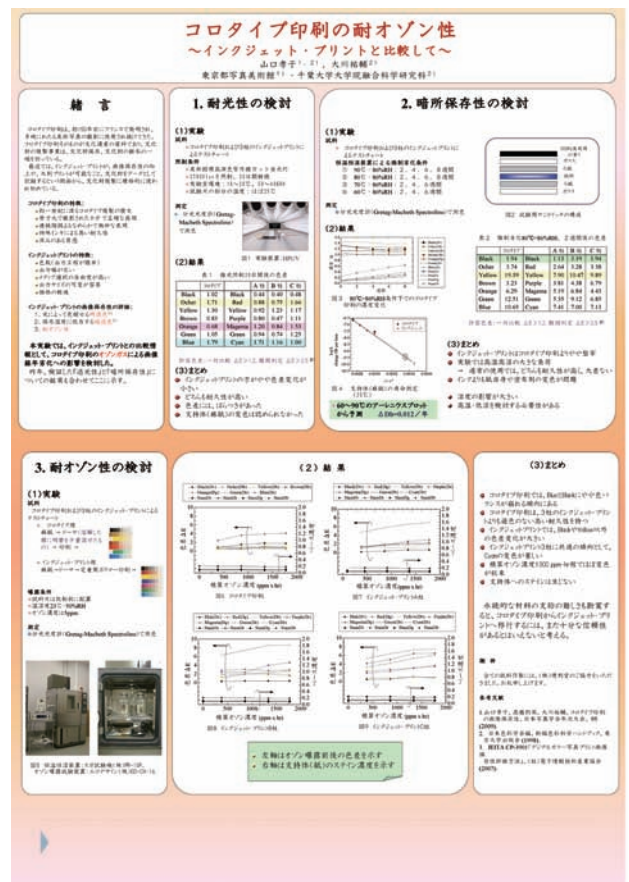


図1 ポスターセッション

2. 教育・普及活動

館内のみならず、外部からの写真保存に関する問い合わせに応じることも、当研究室の重要な業務となっている。問い合わせ内容および件数を図2に示す。フィルムや湿板、プリントなどの保存方法に関する内容の他、プリントどうしが接着した場合の対処法やカビの除去、写真の保護処理や修復に関する内容など、様々な問い合わせが寄せられた。これらは、写真が二次資料的扱いから見直されていることを示し、それと共に写真を収蔵している美術館や文書館などが、写真・フィルム・ガラス乾板の保存および保存環境の整備に着手し始め、数々の問題に直面しているものと考えられる。

3月11日に発生した東日本大震災後には、津波による水害や重油に浸かった写真の救済について問い合わせが増加し、各方面から防災ガイドラインの要望が高まった。被災地では、作品等の収蔵を目的としている機関とは別に、個人所有の被災写真を救いたいというニーズがあるものの、適切な情報が伝達されていない、または、伝達されにくい状況であった。

当館保存科学専門員も委員を務める、日本写真学会の画像保存研究会では、被災した写真への適切な対応法や緊急時の応急処置に関するガイドラインの作成を検討している。

その他、博物館学、学芸員研修、日本写真学会主催のセミナーや日本写真学会誌への執筆を通じて、写真保存の普及・教育活動をおこなっている。

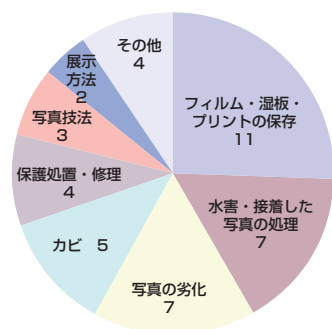


図2. 問い合わせ内容および件数

3. 収蔵作品の保存環境整備

毎年、購入・寄贈・寄託により作品が新たに収蔵される。そのため、材質を含めた適切な保存箱の選定や作製、新規収蔵作品の収蔵処理は随時行っている。

収蔵庫・作業室・展示室の環境維持においては、展示替えやケミカルフィルタ交換時に、パッシブインジケータ®（酢酸・アンモニア）による空気質の検査を実施している。これは、コンクリートや設営資材などから放出するアルカリガス、あるいは木材等からの酸性ガスによる空気汚染を監視する目的である。これによって、画像劣化原因になる有害ガスを放出する物質（塗料、糊、ダンボール等）の有無を確認する事が出来る。この検査は、ケミカルフィルタ（酸性・アルカリ・有機酸除去）の適正な構成にも寄与し、フィルタ効果の持続性を知る手立てにもなっている。

作品劣化の重要な要素に光がある。当館では、作品保護の観点から、館内展示や貸出の日数、あるいは展示照度の管理をするために、写真技法ごとの最大年間累積照度を設定し、遵守している。

作品貸出業務では、貸出機関のファシリティレポートのチェックや作品のコンディションレポートの作成を行い、収蔵作品の安全や劣化の有無を確認している

図書室

写真・映像に関する専門図書室として、国内外で出版された写真集を中心に、評論、写真史・映像史、技法書、一般美術書、展覧会カタログ、専門雑誌、美術館ニュース、ちらしなどの収集、整理、保存を行い、一般に公開している。美術館活動を支援するための調査・研究に必要な資料・情報の提供も行っている。

平成17年4月よりインターネット上で蔵書検索（図書のみ）ができるようになり、平成19年1月より美術図書館横断検索ALC（Art Libraries' Consortium）へも参加している。さらに、平成20年4月からは、新システムの導入に伴い、国立情報学研究所（NII）の総合目録データベースNACSIS-CATにも書誌所在情報の提供を開始している。

1. 収集

所蔵資料数

図書（冊数）

	購入	寄贈	合計
和書	8,308	15,418	23,726
洋書	8,306	3,080	11,386
合計	16,614	18,498	35,112

逐次刊行物（タイトル数）

和雑誌	1,014
洋雑誌	330
合計	1,344

2. 整理

当室ではシステムのリプレイス後の平成20年度より、データ登録をはじめ受入より装備、配架にいたるまでの整理業務をすべて自館で行っている。

(1) 平成22年度登録冊数

	購入	寄贈	合計
和書	384	659	1,043
洋書	145	148	293
合計	529	807	1,336

	購入	寄贈	合計
和雑誌	722	2,351	3,073
洋雑誌	1,214	33	1,247
合計	1,936	2,384	4,320

(2) 遡及入力

平成20年度より遡及入力を随時行っている。

平成22年度遡及入力冊数は次のとおりである。

和書	436
洋書	149
合計	585

和雑誌	5,010
洋雑誌	1,216
合計	6,226

(3) 特別整理

平成23年2月15日(火)～17日(木)、3月1日(火)～4(金)の計7日間に蔵書点検を行った。対象は図書のみ、約34,700冊である。

3. 保存

破損等のある資料の製本・修復（外部委託）をすることによりその保全を図った（391冊）。また、中性紙箱・保存用封筒等を活用し保存に努めた。

4. サービス業務

(1) 閲覧サービス

図書室は一般公開しているが、館外貸出は行っていない。

資料は、閲覧室に設置したコンピューター2台で検索できるようにしている。（閲覧席20席）

平成19年10月より火・水曜日のみ受付時間帯を10:00～17:30とし、利用者サービスの向上に努めた。

(2) レファレンスサービス

写真、映像に関する図書資料についての質問および所蔵状況についての問い合わせに応じている。来室者からの問い合わせの他、電話、文書での問い合わせにも応じている。

これらの質問についての回答のうち、今後のサービスに役立つものは、記録票を作成し、ファイルして活用している。

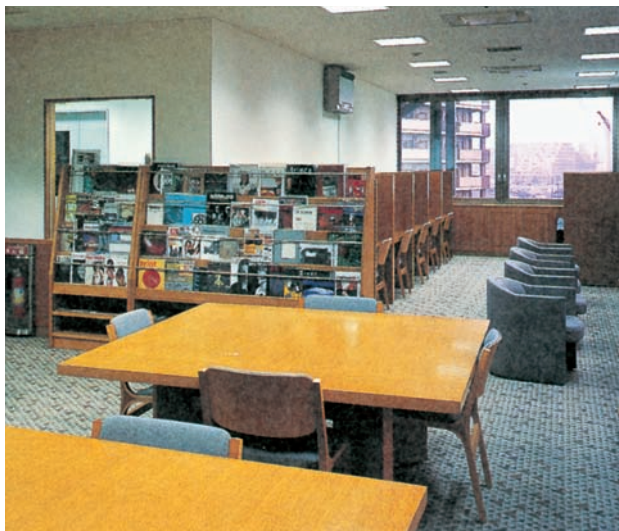
(3) 複写サービス

当室所蔵の資料について著作権の範囲内で複写サービスを行っている（モノクロのみ）。

(4) 図書の展示

「新着図書コーナー」、「展覧会関連図書コーナー」を閲覧室内に設け継続的に展示を行っている。展覧会関連図書リストを作成し、会場で配布している。展覧会ごとの展示冊数は下記のとおりである。

展覧会名	図書
古屋誠一メモワール。「愛の復讐、共に離れて……」	14冊
侍と私ーポートレートが語る初期写真ー	20冊
オノデラユキ 写真の迷宮（ラビリンス）へ	17冊
私を見て！ ヌードのポートレート	16冊
ラヴズ・ボディ 生と性を巡る表現	51冊
二十世紀肖像 全ての写真は、ポートレートである。	17冊
スナップショットの魅力 [かがやきの瞬間]	28冊
日本の新進作家展 vol.9 ニュー・スナップショット [かがやきの瞬間]	7冊
芸術写真の精華 日本のピクトリアリズム珠玉の名品展	32冊
夜明けまえ 知られざる日本写真開拓史 四国・九州・沖縄編	18冊



図書室内風景

5. 平成22年度利用統計

	開室 日数	入室 者数	出納 冊数	レファレン ス件数	コピー 枚数	Web版 OPAC 訪問数
4月	26	2,561	1,664	249	833	4,046
5月	27	2,754	2,026	272	1,545	5,340
6月	26	2,625	2,178	260	1,289	5,073
7月	27	2,772	1,510	280	1,183	4,771
8月	26	2,924	1,460	297	1,517	4,889
9月	26	3,071	1,818	246	1,264	4,296
10月	27	2,553	1,723	222	853	3,642
11月	26	2,560	1,336	213	915	3,860
12月	23	2,280	1,229	203	1,210	3,522
1月	23	2,413	1,425	244	1,208	4,367
2月	22	2,185	1,282	220	699	3,610
3月	20	1,765	1,009	133	407	3,514
合計	299	30,463	18,660	2,839	12,923	50,930
一日 平均	—	102	62	9	43	—

● その他

- (1) 展覧会への貸出は2件8冊であった。
- (2) 図書室への見学は16件、取材は5件あった。
- (3) 博物館学実習の一環として実習生12名を受け入れた。
- (4) 中学生の職場体験カリキュラムの一環として中学生9名を受け入れた。
- (4) 首都大学インターンシップの一環としてインターン生3名を受け入れた。
- (5) 東京都職員研修の一環として2名を受け入れた。
- (6) 図書室利用者サービスに関するアンケート実施。
- (7) ALC参加館間でカタログ交換を実施した。



図書室展覧会関連図書コーナー

実験劇場

当館の新しいあり方を工夫するとともに館の活性化を図るための試みとして、平成12年度から将来を担う有望な若手新進監督の映画作品や良質な作品等写真美術館にふさわしい映画を、1階ホールで上映している。近年は、写真美術館の特色を示すため、「アート&ヒューマン」をテーマに作品を選定することに重点を置いている。

宣伝、告知に関しては、配給会社のネットワークにより、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、駅広告など幅広く告知するとともに、ターゲット層をねらったチラシ配布などで宣伝を行っている。

ショパン生誕200年記念上映「別れの曲」

上映期間：平成22年4月29日（木）～5月16日（日） 17日間
平成22年9月1日（水）～9月10日（金） 9日間
製作年：1934年 製作国：ドイツ
監督：ゲツァ・フォン・ボルヴァリ

名曲「別れの曲」にのせて描かれる、若きショパンの愛と青春の音楽映画。1934年に制作された本作は、翌年の昭和10年（1935）に日本でも公開され大ヒットとなった。（※同年『キネマ旬報』ベストテン8位。日本公開されたのは俳優のみを入れ替えて作られたフランス語版。）劇中にはショパンの名曲がふんだんに流れ、特に《エチュード第3番ホ長調》はメインのテーマ曲として使用されて涙を誘い、映画の邦題「別れの曲」と共に人々の心に残ることとなり、以来、日本ではこの曲が《別れの曲》と一般に広く呼ばれるようになった。



生誕100年記念 マザー・テレサ映画祭

上映期間：平成22年3月20日（土）～4月11日（日） 10日間
（平成22年4月1日からの上映日数）

2010年はマザー・テレサがこの世に生まれて100年。記念すべき年に、その愛に満ちた軌跡を追う国内外のドキュメンタリーを世界初の大規模な特集上映を行った。名作・新作を交えた珠玉のドキュメンタリーたちが、それぞれの視点からマザー・テレサの愛に満ちた活動の軌跡を見つめる。

「マザー・テレサとその世界」
（1979年 / 日本 / 監督：千葉茂樹）

「マザー・テレサの祈り 生命それは愛」
（1981年 / 日本 / 監督：千葉茂樹）

「母なることの由来」ーデジタル復刻版ー
（1986年 / アメリカ / 製作・監督：アン・ペトリ、ジャネット・ペトリ）

「マザー・テレサの遺言」
（1996年 / ドイツ / 監督：マーセル・パウアー）

「母なるひとの言葉」
（2004年 / アメリカ / 製作・監督：アン・ペトリ、ジャネット・ペトリ）

「マザー・テレサと生きる」
（2009年 / 日本 / 文部科学省選定 / 監督：千葉茂樹）

「すばらしいことを神さまのために～something beautiful For God～」
（1969年 / イギリス / 製作・監督：ピーター・シェファール）



ドキュメンタリー映画「小三治」

上映期間：平成22年5月25日(火)～6月18日(金) 22日間
 製作年：2009年 製作国：日本
 監督：康 宇政

なぜ人は小三治を聞きたがるのか。人を惹きつける“噺”はどこから来るのか。落語のこと、自分のこと、多くを話したがらない小三治だが、ふとした時に見せる表情や語られる言葉から、小三治の落語に対する気持が垣間見えてくる。そこには、高座での美しく堂々とした姿とは裏腹な、迷い悩み自分と格闘し続ける“人間・柳家小三治”の姿がある。



©ドキュメンタリー映画「小三治」上映委員会

地球交響曲 ギャクシンフォニー 第七番

上映期間：平成22年7月17日(土)～8月29日(日) 38日間
 平成23年1月2日(日)～1月14日(金) 11日間
 製作国：日本 監督・編集：龍村仁

地球の未来にとって示唆にあふれたメッセージを持つ賢人たちにインタビューをしたオムニバス・ドキュメンタリー映画「地球交響曲」。シリーズ第7弾となる最新作のテーマは、「全ての生命が深く健やかに生き続けるために」。世界各地の伝統医療と西洋近代医学を統合する「統合医療」の世界的第一人者アンドルー・ワイル、自転車競技「ツール・ド・フランス」にヨーロッパ出身の選手以外で初めてチャンピオンとなったグレッグ・レモン、人々と犬ぞりによる北極海横断の旅を日本人として初めて成し遂げた、環境教育活動家高野孝子の3人が、ギャクの自発的治療力について語る。



特別プログラムとして「第七番」の上映に合わせ「第一番」～「第六番」の旧作を上映した。また、平成23年1月2日、3日は「新春！ギャクシンフォニーPresents 音を奏でる地球交響曲ライブイベント」と題し、ライブイベントを行った。

ベトナム戦争勃発から50年 映画で観る戦争（ベトナム）の真実

上映期間：平成22年6月19日(土)～7月16日(金) 24日間
 平成22年11月20日(土)～12月3日(金) 6日間

ベトナム戦争の真実を克明に描いたその衝撃的な全貌から見えてくる、何も変わらない世界の“現在(いま)”！

第47回アカデミー賞長編ドキュメンタリー映画賞を受賞し、ドキュメンタリー映画史上の最高傑作といわれる「ハーツ・アンド・マインズ ベトナム戦争の真実」と、そのあまりに衝撃的な内容から全米マスコミが黙殺した問題作「ウィンター・ソルジャー ベトナム帰還兵の告白」の、映画史に燦然と輝く伝説の2大傑作ドキュメンタリーを日本初上映した。



「ハーツ・アンド・マインズ ベトナム戦争の真実」〈デジタル修復バージョン〉(1974年/アメリカ/監督：ピーター・デヴィス/製作：バート・シュナイダー&ピーター・デヴィス) 第47回アカデミー賞最優秀長編ドキュメンタリー映画賞受賞
 「ウィンター・ソルジャー ベトナム帰還兵の告白」(1972年/アメリカ/製作：ウィンター・フィルム/戦争に反対するベトナム帰還兵の会) 第22回ベルリン国際映画祭フォーラム部門インターフィルム賞受賞

アニメ・ジュノー

上映期間：平成22年9月1日（水）～9月10日（金）（イブニング上映） 9日間
 平成22年10月9日（土）～10月22日（金） 12日間
 平成22年11月6日（土）～11月11日（木） 5日間
 製作国：日本

赤十字思想が誕生して150周年にあたる本年、スイス人医師マルセル・ジュノー博士が体現した赤十字の精神「無償の愛」とその功績をアニメーション映画として上映した。博士は、赤十字国際委員会（ICRC）の駐日首席代表であった。ICRCの派遣員として原爆投下から間もない広島に15トンの薬品、医療器材を運び、自らも被災者の治療に当たった。知恵と勇氣と粘り強い交渉力、そして何よりも人間に対する「愛」を武器にいくつもの絶望的状况を乗り越える。



黒澤明生誕100年記念特別上映企画

上映期間：平成22年9月25日（土）～10月8日（金） 12日間

展覧会開催に合わせ、「静かなる決闘」、「羅生門」、「乱」、「まあだだよ」の4本を上映。

「静かなる決闘」（1949年）
 キネマ旬報ベストテン（第7位）、毎日映画コンクール 男優演技賞（志村喬）ほか
 「羅生門」（1950年）
 ヴェネチア国際映画祭（金獅子賞、栄誉金獅子賞）、米アカデミー賞名誉賞（最優秀外国語映画賞）ほか
 「乱」（1985年）
 米アカデミー賞（衣裳デザイン賞）、英アカデミー賞最優秀外国語作品賞、伊ダヴィッド・ディ・ドナテッロ賞外国映画監督賞ほか
 「まあだだよ」（1991年）
 シカゴ映画批評家協会賞 外国語映画賞ノミネート



ZERO：9／11の虚構 私たちはまだ何も知らない

上映期間：平成22年9月11日（土）～9月24日（金） 12日間
 製作年：2007年 製作国：イタリア

2007年にイタリアで制作された本作は、政府とメディアが伝えてきた「9.11同時多発テロ事件」とは明らかに矛盾する科学的証拠や驚くべき証言の数々を明らかにする。米政府および米軍関係者、遺族、目撃者をはじめ、ジュリエット・キエザ（元 EU 議会議員）、ダリオ・フォー（ノーベル文学賞受賞者）、ステープン・ジョーンズ（元ブリガムヤング大学教授）、デイヴィッド・グリフィン（クレアモント神学院名誉教授）といった911真相究明陣営の著名人が次々と米政府公式説の疑惑に挑んでおり、イタリアの日刊紙『イル・コリエレ・デ・ラ・セラ』は、「その結果は、驚くほど重要な《矛盾》《ギャップ》《省略》の連続である」と伝えている。



未成交響曲～シューベルトの恋～

上映期間：平成22年9月11日（土）～9月24日（金） 12日間
製作年：1958年 製作国：オーストリア
監督・脚本：エルンスト・マリシュカ

シューベルトの名曲がちりばめられた音楽映画の金字塔。
シューベルトの恋心と若き芸術家たちの友情が織りなす、楽都ウィーンの青春群像。
原作はシューベルトの名曲でつづったA・M・ウィルナーの音楽劇（シングシュピール）「三人姉妹の館」。



東京国際映画祭2010 東京・中国映画週間

上映期間：平成22年10月23日（土）～10月27日（水） 4日間

「ボディガード&アサシンス」(原題)(監督：陳徳森/2009年)
「孔子」(監督：胡玫/2010年)
「ラブソングの行方」(監督：朱楓/2009年)
「チベット恋物語」(監督：江平/2010年)
「帰省男、辛いよ」(監督：葉偉民/2010年)
「上司に恋する女」(監督：徐静蕾/2010年)
「夢の王国」(監督：陳徳明/2010年)
「流浪児を探して」(監督：劉抒鵬/2010年)
「ハイスクール・ミュージカル」(監督：陳士争/2010年)

ショートショートフィルム フェスティバル&アジア

上映期間：平成22年10月28日（木）～10月31日（日） 4日間

プログラムA

The Queen クリーニング・クィーン (監督：Christina Choe)
Silence ミッドナイト・バンコク (監督：Pen-ek Ratanaruang)
印鑑検査工場 Stamp inspection factory (監督：松岡 昌志)
Mr. Bubblegum Mr バブルガム (監督：片岡 翔)
The Drawer of Memory 想い出の引き出し (監督：Po-Chou Chi)
August 15th 八月十五日 (監督：Xuan Jiang)
パン屋再襲撃 The Second Bakery Attack (監督：Carlos Cuarón)

プログラムB

The Madonna 愉快なお手洗い (監督：Hey-sun Ku)
BIBI ビビ (監督：Bek Shakirov and Lola Kamalova)
やぎの散歩 GOAT-WALKING (監督：仲村 颯悟)
HEAL 一篇の詩 (監督：Mian Adnan Ahmad)
Hallucii ハルシ (監督：Goo-Shun Wang)
焼き肉 Yakiniku (監督：大眉 俊二)
Zero Degree ゼロ・ディグリー (監督：Omid Khoshnazar)
Bonsai ボンサイ (監督：Alfonso Torre III)
10月31日はカルロス・キューアロン監督(メキシコ)によるワークショップを行った。



オペラ映画フェスティバル2010 プラシド・ドミンゴ in Films

上映期間：平成22年12月4日（土）～12月26日（日） 20日間

その類い稀な表現力と豊かな声で、世界最高の歌手として絶大な人気を誇るプラシド・ドミンゴ。

フィルムの中で多様な役柄を自在に演じるドミンゴの姿を追いかけてながら、オペラと映画、双方の歴史と未来を明るく照らし続ける7つの傑作を上映。

「椿姫」（1983年/イタリア/監督：フランコ・ゼッフィレッリ/指揮：ジェームズ・レヴァイン）

☆Awards: Nominated for 2 Oscars. And 5 wins & many nominations

「トスカ」（1976年/イタリア・ドイツ/監督：ジャンフランコ・デ・ポジオ/指揮：ブルーノ・バルトレッティ）

「蝶々夫人」（1975年/イタリア・ドイツ/監督：ジャン＝ピエール・ポネル/指揮：ヘルベルト・フォン・カラヤン）

「カルメン」（1983年/イタリア・フランス/監督：フランチェスコ・ロージ/指揮：ロリン・マゼール）

☆Awards: Nominated for Golden Globe. Another 9 wins & 8 nominations

「カヴァレリア・ルスティカーナ」（1982年/イタリア・ドイツ/監督：フランコ・ゼッフィレッリ/指揮：ジョルジュ・プレートル）

「道化師」（1982年/イタリア・ドイツ/監督：フランコ・ゼッフィレッリ/指揮：ジョルジュ・プレートル）

☆Awards: Won Emmy Award [Classical Music/Dance Programming-Directing]

「わが心のセビリャ」（1981年/スペイン・ドイツ/監督：ジャン＝ピエール・ポネル/指揮：ジェームズ・レヴァイン）

☆Awards: Won Emmy Award [Classical Program in the Performing Arts]



阪神・淡路大震災15年特別企画 その街のこども 劇場版

上映期間：平成23年1月15日（土）～2月13日（日） 26日間

製作年：2010年 製作国：日本

監督：井上剛

©2010 NHK

阪神・淡路大震災からちょうど15年目にあたる2010年1月17日、NHKで放送されたドラマ「その街のこども」は、放送後に視聴者の方々から感動と絶賛の声が多数寄せられた。その後、本作は、第36回放送文化基金賞を受賞。さらに反響が拡がり続け、ついにNHKの制作したドラマとしては、前代未聞の全国公開が決定。新たな映像を含む、再編集バージョンでの上映が実現した。

こどもの頃に体験した震災というものに、いま改めて向き合おうとするふたりの若者に寄り添いながら、物語は進んでいく。様々な傷を抱えた被災者と、非被災者の間に存在する「溝」を見つめ、それを乗り越えることの難しさと大切さを伝える本作は、今を生きる全ての「こどもたち」が決して忘れてはならない未来への希望を描いている。



文楽 冥途の飛脚

上映期間：平成23年3月5日（土）～4月1日（金）20日間（平成23年3月31日までの上映日数）

製作年：1979年 製作・監督・編集：マーティ・グロス

昭和54年、京都・太秦の撮影所に本格的な舞台セットを作り上げて撮影された。監督は日本文化に深い造詣と共感を持つマーティ・グロス（カナダ）。音響・音楽監修は武満徹。撮影は海外でも評価の高い名カメラマン岡崎宏三ほかを起用し、世界でも類を見ない精緻な形式と美しさを誇る“文楽”の魅力に正面から挑んだ傑作。



支援会員

1 設立の目的

写真美術館は、日本における写真・映像文化のセンター的役割を果たしていくとともに、世界との交流の輪を広げ、国際的な文化交流の拠点となるよう、また開かれた参加型の美術館として広く皆様から愛される美術館となるよう努めている。具体的には、開館以来、日本及び海外の優れた写真・映像作品をさまざまな視点から捉えた展覧会を行ったり、講演会やフロアレクチャー、ワークショップ、スクールプログラム等による教育普及活動、写真の保存に関する研究などに取り組んでいる。

これらの役割を果たしていくためには、もとより都立美術館として基本的な運営費は東京都が支えるものであるが、さらに広く各方面からのご支援・ご援助を賜ることにより、より多彩に充実した活動を展開していくことが出来るという趣旨のもとに支援会員制度を設立した。

2 支援会員募集要項

(1) 募集対象

企業・学校・団体 等

(2) 支援会費

1口 30万円

※支援会費の取り扱いについては「会費（協賛金）」または「寄附金」を選択

特別賛助会員：10口以上

特別支援会員：5口以上

支援会員：1口以上

(3) 支援会員入会申込み先

〒153-0062 東京都目黒区三田1-13-3

東京都写真美術館 支援会員担当

TEL 03-3280-0032

FAX 03-3280-0033

3 支援会員の主な特典

<会費（協賛金）の場合>

(1) 顕名



支援会員顕名板（2階ロビー）

法人名の館内掲示、写真美術館刊行の「写真美術館ニュースeyes（アイズ）」、ホームページへの掲載。

(2) 主催展覧会への招待

主催各展覧会の招待券およびカタログを進呈。

(3) 展覧会特別鑑賞会への招待

オープングレセプション、特別鑑賞会への招待。

(4) 支援会員向けイベントへの招待

支援会員限定のセミナー、ギャラリートーク、バックヤードツアー等への招待。

(5) 情報提供

「写真美術館ニュースeyes（アイズ）」、出版物の送付。また、催事についての事前の情報提供。

(6) 館長および当館関係者との懇談

写真映像文化振興支援協議会主催のもとに随時懇談会を開催。

<寄附金の場合>

(1) 公益財団法人に対する寄附金として、税制上の優遇措置を適用可能。

(2) 展覧会招待券およびカタログの進呈以外の、上記特典を提供。

4 支援会費の主な用途

支援会費は写真美術館の次のような活動に充当している。

(1) 写真・映像収蔵品の充実

寄贈・寄託以外のコンテンポラリー作品、海外作家作品の購入の一部に充当し、収蔵品の充実を図る。

(2) 新進作家の発掘と育成

作品発表の場の提供を通じて新進作家の育成に寄与する。

(3) 企画展関係

自主企画展、収蔵展等（市民参加型展覧会等を含む）の充実を図る。

(4) 国際交流関係

海外各国の写真美術館との交流展示、国際シンポジウムの開催等国際交流を促進する。

(5) 対外サービス活動の支援

スクールプログラム、ワークショップ、ライブラリー活動等の対外サービス活動の支援。

(6) 国内関係先との交流

国内の関係美術館との交流を活性化するとともに支援会員を中心とする写真映像文化振興支援協議会懇談会を開催する。

5 写真映像文化振興支援協議会

本協議会は平成13年度に「写真・映像に係わる文化や芸術等の振興を図るとともに、東京都写真美術館の活動を支援すること」を目的として設立された団体であり、現在下記の事業を展開している。尚、平成22年4月に財団法人東京都歴史文化財団が公益財団法人として発足したのを機に、従来の「維持会員」から「支援会員」へと名称を変更した。

(1) 平成22年度事業報告

- (ア) 支援会員の募集を積極的に行い、平成22年度中の新規入会は24法人を数え、平成22年度の総会員数は252法人であった。また、平成22年度より、支援会費については会費（協賛金）もしくは寄附金の選択制を導入した。その結果、会費（協賛金）が約90%、寄附金が約10%となった。
- (イ) 支援会員名を写真美術館正面玄関ロビー顕名板に掲げるとともに、「写真美術館ニュースeyes（アイズ）」並びにホームページに掲載した。
- (ウ) 支援会員に対して、主催展覧会への招待、オープニングレセプション・特別鑑賞会・内覧会への招待を行った。また、展覧会図録・出版物の配布を行った。
- (エ) 平成22年度理事会を平成22年7月7日（水）に開催するとともに、同日、支援会員・協賛企業懇談会及び「待と私ーポートレートが語る初期写真」の展覧会ギャラリートークを行った。後日、理事会の決議事項等を郵送し、支援会員への報告を行った。また、平成22年11月に中間事業報告書、平成23年6月に平成22年度年報を送付することとした。
- (オ) 支援会員を対象としたセミナー「写真鑑賞のつぼ」を平成22年11月30日（火）に実施し、同時に「ラヴズ・ボディー生と性を巡る表現」の展覧会ギャラリートーク及び懇談会を開催した。
- (カ) 自主企画展「森村泰昌：なにものかへのレクイエム」、「古屋誠一 メモワール」、「ラヴズ・ボディー生と性を巡る表現」、「日本の新進作家展vol.9 ニュー・スナップショット [かがやきの瞬間]」、「第3回恵比寿映像祭 デイドリーム ビリーバー!!!」、「芸術写真の精華 日本のピクトリアリズム 珠玉の名品展」について、開催経費支援を行った。
- (キ) 当館のコレクションの充実を図るため、竹元斎量丸の写真掛軸、新興写真を代表する紅谷吉之助の作品、1930年代のファッション・報道の先駆者マーティン・ムンカッチの作品、英国のピクトリアリズム表現を代表するウィリアム・ヘンリー・ビーチ・ロビンソンの作品、スティルフリート&アンデルセン社の横浜写真、アンドレ=アドルフ=ウジェーヌ・ディステリの名刺判写真、下郷羊雄、田島二男、坂田稔、佐藤泰平、稲垣泰三、佐野秀雄による日本シュルレアリスムを代表する唯一の写真集、その他明治期のポルノグラフィや風俗写真の合計53点を購入した。
- (ク) あ・ら・かるちゃー、スクールプログラムについての支援を行った。



支援会員・協賛企業等懇談会（2階ロビーにて）



懇談会で挨拶する福原館長（左）と苅谷理事長（右）



支援会員向けセミナー「写真鑑賞のつぼ」（1階創作室にて）

(2) 理事会

協議会の理事会は以下の理事で構成されている。
 (平成23年3月31日現在) (社名50音順)

名誉顧問

滝川 精一 前理事長

特別顧問

末吉 哲郎 前専務理事

理事長

刈谷 道郎 株式会社ニコン 会長

理事

菊川 剛 オリジナルイメージング株式会社 会長

内田 恒二 キヤノン株式会社 社長

松阪 喜幸 キヤノンマーケティングジャパン株式会社
 コミュニケーション本部 本部長

松浦 規之 コダック株式会社 社長

村上 隆男 サッポロホールディングス株式会社 会長

前田 新造 株式会社資生堂 社長

北島 義俊 大日本印刷株式会社 社長

足立 直樹 凸版印刷株式会社 会長

古森 重隆 富士フイルム株式会社 社長

井植 敏彰 HOYA株式会社

PENTAXイメージング・システム事業部 事業部長
 株式会社リコー 社長

近藤 史朗

監事

三枝 稔 株式会社セーフティ 会長

元 朝日生命保険相互会社 取締役専務執行役員

専務理事

大村 英正 東京都写真美術館 参与

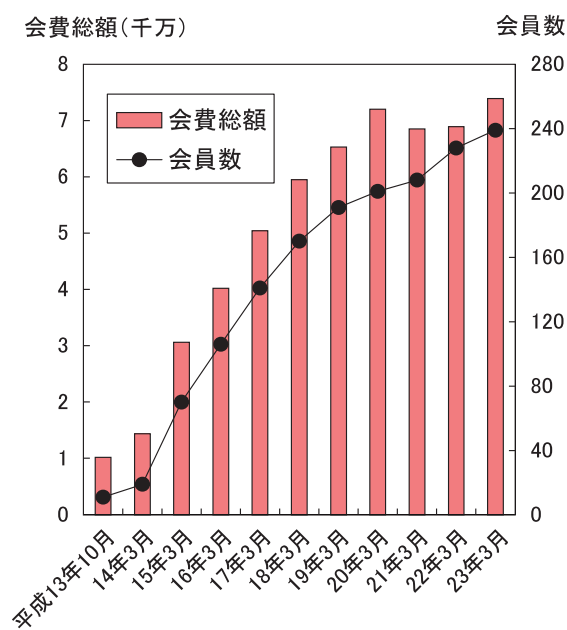
事務局長

伊勢 由夫 東京都写真美術館 主幹

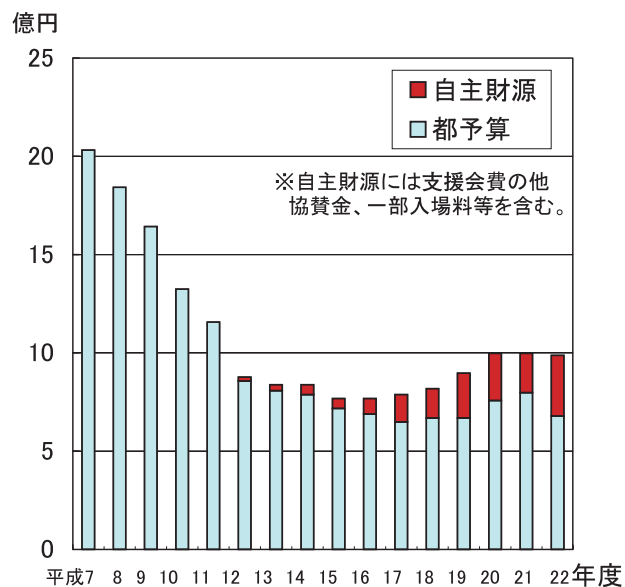


写真映像文化振興支援協議会 理事会

支援会員数の推移と年間会費総額



予算額に占める自主財源の割合



(特別賛助会員)

キャノン株式会社
株式会社資生堂
株式会社ニコン

(特別支援会員)

株式会社キタムラ
キャノンマーケティングジャパン株式会社
大日本印刷株式会社
東京電力株式会社
凸版印刷株式会社
富士フイルム株式会社
株式会社リコー

(支援会員)

株式会社 I & S BBDO
株式会社アイデム
株式会社葵プロモーション
株式会社アサツー ディ・ケイ
旭化成株式会社
朝日新聞社
株式会社朝日新聞出版
朝日生命保険相互会社
アサヒビール株式会社
朝日放送株式会社
株式会社アシェット婦人画報社
アスクール株式会社
アップルジャパン株式会社
株式会社アートよみうり
株式会社アマナホールディングス
イー・ギャランティ株式会社
株式会社岩波書店
株式会社潮出版社
内田写真株式会社
エスエス製菓株式会社
株式会社エース企画
株式会社 A D K アーツ
NEC ディスプレイソリューションズ株式会社
株式会社 NHK アート
NHK 営業サービス株式会社
株式会社 NHK エデュケーショナル
株式会社 NHK エンタープライズ
株式会社 NHK グローバルメディアサービス
株式会社 NHK 出版
株式会社 NHK ビジネスクリエイト
株式会社 NHK プロモーション
株式会社 NHK メディアテクノロジー
株式会社 N T T データ
株式会社 N T T ドコモ
N T T 都市開発株式会社
株式会社 エフエム東京
エフエム販売株式会社
エルメス財団
株式会社大塚商会
オムロン株式会社
オリックス株式会社
オリンパスイメージング株式会社
株式会社オンワードホールディングス
科研製薬株式会社
カシオ計算機株式会社
鹿島建設株式会社
株式会社角川グループホールディングス
カトーレック株式会社
カルピス株式会社
株式会社カンパセーション アンド カムパニー
株式会社キクチ科学研究所
キッコーマン株式会社
株式会社紀伊國屋書店
キハラ株式会社
ギャラリー小柳
株式会社キューンコミュニケーションズ
共同印刷株式会社
一般社団法人共同通信社
協和発酵キリン株式会社
キリンホールディングス株式会社
株式会社弘亜社
株式会社講談社
株式会社光文社
株式会社国書刊行会
株式会社コスモインターナショナル
株式会社コーセー
コダック株式会社
株式会社ザ・アール
サッポロホールディングス株式会社
産経新聞社
サントリーホールディングス株式会社

株式会社サンライズ
株式会社サンロースイ
株式会社ジェイアール東日本企画
J X ホールディングス株式会社
ジェイティービー印刷株式会社
株式会社シグマ
株式会社実業之日本社
信濃毎日新聞社
清水建設株式会社
株式会社写真弘社
写真の学校 / 東京写真学園
チャンネル株式会社
株式会社集英社
株式会社主婦と生活社
株式会社主婦の友社
株式会社小学館
松竹株式会社
信越化学工業株式会社
株式会社新潮社
株式会社スタジオアリス
株式会社スタジオエムジー
株式会社スタジオジブリ
住友化学株式会社
株式会社生活の友社
セイコーホールディングス株式会社
株式会社青春出版社
積水ハウス株式会社
株式会社セーフティ
セントラル警備保障株式会社
全日本空輸株式会社
ソニー株式会社
第一三共株式会社
第一法規株式会社
ダイキン工業株式会社
株式会社ダイケングループ
大成建設株式会社
有限会社タカ・イシイギャラリー
高砂熱学工業株式会社
株式会社宝島社
株式会社竹中工務店
株式会社タムロン
株式会社淡交社
株式会社丹青社
株式会社中央公論新社
中外製薬株式会社
株式会社ティ・ピー・オー
株式会社 T B S テレビ
株式会社テー・オー・ダブリュー
株式会社テレビ朝日
株式会社テレビ東京
電源開発株式会社
株式会社電通
東亜建設工業株式会社
東急建設株式会社
東京ガス株式会社
東京急行電鉄株式会社
東京工芸大学
東京新聞・中日新聞社
株式会社東京スタデオ
東京造形大学
東京総合写真専門学校
東京テアトル株式会社
東京都競馬株式会社
株式会社東京ドーム
株式会社東京ニュース通信社
株式会社東京美術倶楽部
(学) 専門学校 東京ビジュアルアーツ
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
株式会社東芝
東宝株式会社
株式会社東北新社
株式会社東洋経済新報社
東洋熱工業株式会社
株式会社徳間書店
図書印刷株式会社
戸田建設株式会社
トヨタ自動車株式会社
株式会社ニコンイメージングジャパン
日外アソシエーツ株式会社
日油株式会社
日活株式会社
株式会社日経 B P
日産自動車株式会社
株式会社日本カメラ社
日本空港ビルディング株式会社
日本経済新聞社

日本興亜損害保険株式会社
株式会社日本広告社
社団法人日本広告写真家協会
日本写真印刷株式会社
社団法人日本写真家協会
社団法人日本写真協会
日本写真芸術専門学校
一般社団法人日本写真作家協会
社団法人日本写真文化協会
日本大学芸術学部
日本たばこ産業株式会社
日本テレビ放送網株式会社
日本ハム株式会社
日本ビューレット・バックカード株式会社
株式会社ニッポン放送
日本ロレックス株式会社
株式会社ニューアートディフュージョン
野崎印刷紙業株式会社
株式会社博報堂
株式会社パス・コミュニケーションズ
パナソニック株式会社
株式会社林原生物化学研究所
株式会社パラゴン
びあ株式会社
ビービーメディア株式会社
北海道 写真の町東川町
東日本旅客鉄道株式会社
光写真印刷株式会社
株式会社美術出版社
株式会社日立製作所
株式会社日立物流
株式会社ビックカメラ
株式会社ビデオプロモーション
ヒノキ新薬株式会社
株式会社ピラミッドフィルム
株式会社ファーストリテイリング
富国生命保険相互会社
富士重工業株式会社 (スバル)
富士ゼロックス株式会社
株式会社フジテレビジョン
富士電機システムズ株式会社
株式会社扶桑社
株式会社双葉社
株式会社ブラザークリエイト
株式会社ブリヂストン
株式会社プリンスホテル
株式会社フレームマン
株式会社文化工房
株式会社文藝春秋
株式会社ベネッセホールディングス
北海道新聞社
株式会社ホテルオークラ
HOYA株式会社 PENTAX イメージング・システム事業部
株式会社堀内カラー
本田技研工業株式会社
毎日新聞社
株式会社マガジンハウス
マミヤ・デジタル・イメージング株式会社
丸善株式会社
株式会社マダム
三井倉庫株式会社
三井不動産株式会社
株式会社三越
三菱地所株式会社
三菱製紙株式会社
三菱倉庫株式会社
三菱UFJ 信託銀行株式会社
武蔵大学
明治安田生命保険相互会社
森ビル株式会社
モルガン・スタンレー MU F G 証券株式会社
株式会社ヤナセ
ヤマトロジスティクス株式会社
ユサコ株式会社
ユニリーバ・ジャパン
横河電機株式会社
株式会社吉野工業所
株式会社ヨドバシカメラ
読売新聞社
ライオン株式会社
ライカカメラジャパン株式会社
リシュモン ジャパン株式会社 モンブラン
レンゴー株式会社
株式会社ロケット
株式会社ワコール

ミュージアムショップ／カフェ

ミュージアムショップ

来館者が利用しやすいように、1階エントランスにミュージアムショップを設置している。

写真関連の書籍、グッズを中心に販売し、写真美術館で行う展覧会・映画にあわせた商品展開および、オリジナルグッズの開発を行っている。販売書籍は、和・洋書写真集を中心に、他館の展覧会図録、自費出版の写真集や貴重な古書など、一般書店では入手しにくいものも多数取り揃えている。グッズでは、トイカメラ、フェナキスタスコープなどのオプティカルトイも充実させている。平成22年度は、オリジナルグッズの開発・制作によりいっそう力を入れ、定番となるような写美オリジナルのステーショナリーや、個別の展覧会に応じた出品作家グッズなどの展開を行った。

店名 「ナディッフ×10 (バイテン)」

営業時間 日曜日～水曜日 10:00～18:00

木曜日・金曜日 10:00～20:00

土曜日 10:00～18:30

平成22年度売上実績 77,125,273円

オリジナルグッズの開発例

- ミュージアムエコバッグ2010
- ミュージアムステーショナリー（フォトスタンプス・新シリーズ）
- ミュージアムステーショナリー（鉛筆）
- ミュージアムステーショナリー（フレームシール）
- ナディッフノート（系列店全店共通）2種
- フィルムサイズ・付箋3色
- フィルムサイズ・メモ帳1種
- オリジナル手ぬぐい



好評だった商品例

- オプティカルトイ（3D定規等）
- 古屋誠一オリジナルポストカード
- 「ジャンルー・シーフ」展図録

カフェ

1階にカフェを設置し、来館者に憩いの場を提供するほか、写真美術館で行う展覧会と連携したカフェ+ギャラリートークなどのイベントを行っている。

メニューは、ネルドリップコーヒーのほか、13種類ものベルギービールやベルギーチョコレートなど多彩なメニューを揃えている。展覧会事業と連携したメニューの提供を行うなど、弾力的なカフェ運営に取り組んでいる。

店名 「シャンプル・クレール」(フランス語で「明るい部屋」)

営業時間 1階カフェ 火曜日～土曜日 10:00～20:00

日曜日 10:00～18:00

席数 1階カフェ 38席

平成22年度売上実績 21,726,661円

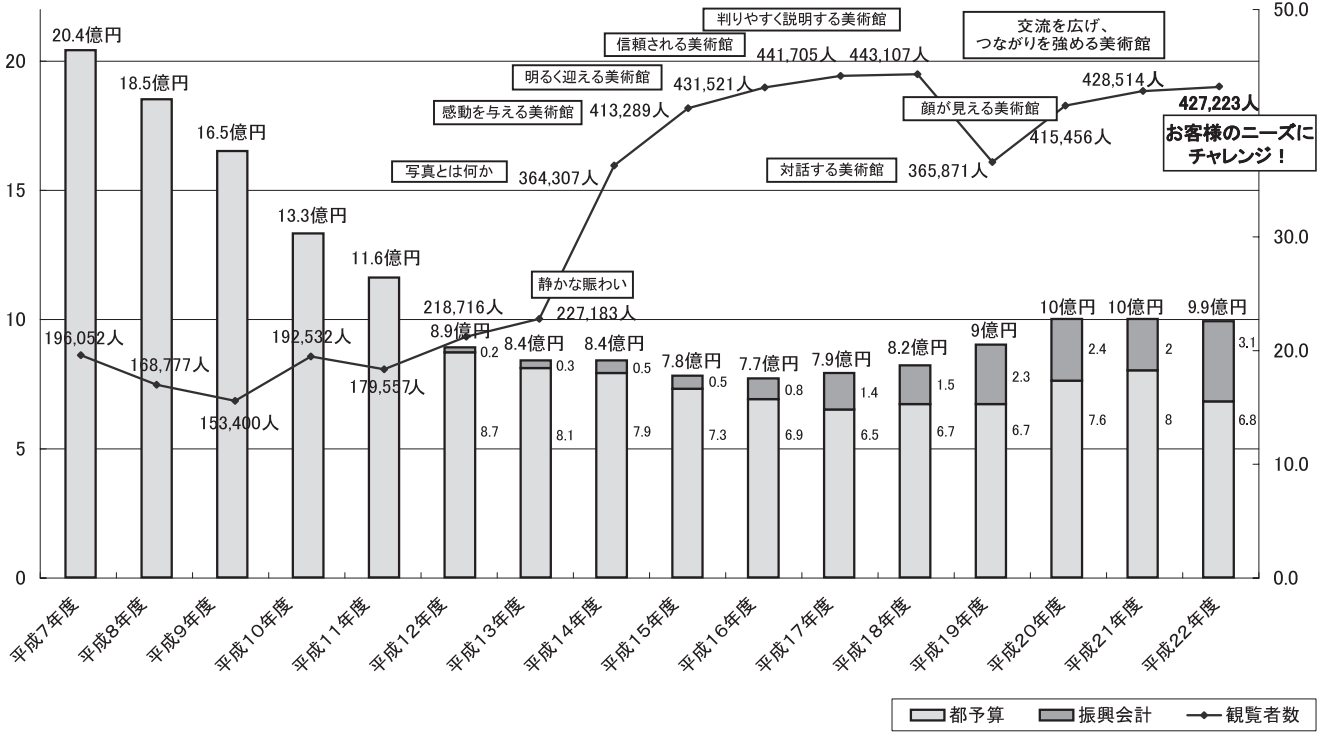
※2階カフェは平成22年8月31日をもって終了。



平成22年度 予算額と年間観覧者数

単位：億円

単位：万人

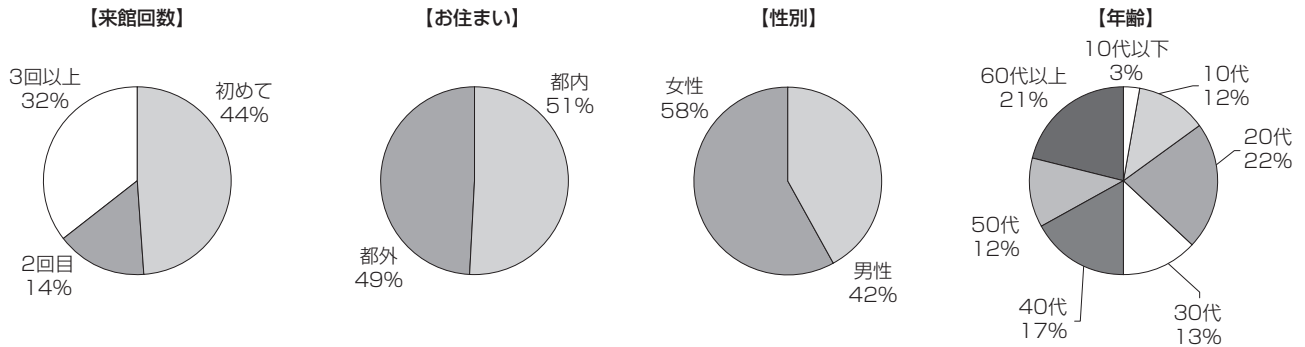


平成22年度 入館者数内訳

【単位：人】

事項	収蔵展	自主企画展	誘致展	実験劇場	観覧者合計	その他入館者						その他入館者合計	入館者総合計
						展示会関連講演会	ワークショップ	スクールプログラム	ギャラリートーク	図書室	アトリエ		
4月	0	12,572	7,055	3,977	23,604	34	0	120	83	2,561	0	2,798	26,402
5月	3,512	13,177	7,992	5,329	30,010	167	0	36	64	2,754	69	3,090	33,100
6月	6,107	7,672	11,550	4,018	29,347	449	36	174	117	2,625	60	3,461	32,808
7月	10,014	8,901	21,377	6,655	46,947	303	251	217	138	2,772	0	3,681	50,628
8月	26,053	0	20,384	9,026	55,463	261	123	35	286	2,924	18	3,647	59,110
9月	23,500	0	5,248	5,074	33,822	125	35	98	135	3,071	40	3,504	37,326
10月	9,280	9,499	8,172	2,180	29,131	282	0	86	77	2,553	18	3,016	32,147
11月	8,589	10,191	11,085	2,218	32,083	710	0	89	220	2,560	11	3,590	35,673
12月	11,290	10,296	1,596	6,118	29,300	394	33	40	76	2,280	63	2,886	32,186
1月	23,283	13,890	0	3,817	40,990	300	0	96	280	2,413	35	3,124	44,114
2月	9,599	51,946	0	1,614	63,159	2,960	0	18	114	2,185	64	5,341	68,500
3月	3,604	3,087	3,606	3,070	13,367	0	28	47	52	1,765	7	1,899	15,266
合計	134,831	141,231	98,065	53,096	427,223	5,985	506	1,056	1,642	30,463	385	40,037	467,260

平成22年度 来場者の内訳（アンケート調査より）



平成22年度 マスコミ等掲出状況

【単位：件】

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
TV・ラジオ 放送件数	5	3	4	3	2	3	2	5	3	4	12	2	48
新聞 掲出件数	68	68	88	79	98	80	71	72	67	85	76	48	900
雑誌等 掲出件数	53	45	44	45	51	46	41	40	50	47	84	38	584
ホームページ アクセス件数	480,960	442,464	445,193	534,744	576,787	468,707	431,184	433,683	396,366	541,009	579,531	347,573	5,678,201

平成22年度 ボランティア活動状況

【単位：人】

事 項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
登録者数	58	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65
活用事業 実施回数	1	1	5	11	4	5	0	1	3	4	1	5	41
延活動者数	9	7	26	62	17	27	0	8	20	23	9	30	238
研修実施 回数	1	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	7
研修 参加者数	5	9	8	0	6	4	0	5	0	0	0	0	37

平成22年度 トワイライトカード配付状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	カード配布者の中での ポイント交換率
ポイントカード配布数 合計（枚）	301	228	188	284	276	260	108	233	181	213	189	13	2,474	
3ポイント交換者数 合計（人）	67	46	55	65	98	62	36	65	40	82	40	2	658	27%
6ポイント交換者数 合計（人）	24	19	27	39	36	25	15	22	19	30	14	3	273	11%
夜間入場者数	1,318	674	903	1,490	1,505	1,090	805	1,345	2,052	917	1,900	55	14,054	

※トワイライトカード：木・金曜日の17時30分以降に展覧会に入場した方に、1展覧会につき1ポイント付与。3ポイントで粗品贈呈、6ポイントで一展覧会にご招待。

平成22年度 貸出施設利用状況

【単位：日】

事業名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ホール	開館日数	26	27	26	27	26	26	27	26	23	25	22	21	302
	貸出日数	14	23	26	27	26	26	27	18	23	25	22	21	278
	稼働率	53.8%	85.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	69.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.1%
3階展示室	開館日数	26	27	26	27	26	26	27	26	23	25	22	21	302
	貸出日数	26	23	26	23	26	26	23	26	19	25	16	18	277
	稼働率	100.0%	85.2%	100.0%	85.2%	100.0%	100.0%	85.2%	100.0%	82.6%	100.0%	72.7%	85.7%	91.7%
2階展示室	開館日数	26	27	26	27	26	26	27	26	23	25	22	21	302
	貸出日数	26	23	26	22	26	23	26	26	19	25	16	18	276
	稼働率	100.0%	85.2%	100.0%	81.5%	100.0%	88.5%	96.3%	100.0%	82.6%	100.0%	72.7%	85.7%	91.4%
地下1階展示室	開館日数	26	27	26	27	26	26	27	26	23	25	22	21	302
	貸出日数	26	23	22	27	21	23	24	21	14	25	22	16	264
	稼働率	100.0%	85.2%	84.6%	100.0%	80.8%	88.5%	88.9%	80.8%	60.9%	100.0%	100.0%	76.2%	87.4%
創作室	開館日数	26	27	26	27	26	26	27	26	23	25	22	21	302
	貸出日数	0	3	2	0	1	1	1	1	3	3	2	1	18
	稼働率	0.0%	11.1%	7.7%	0.0%	3.8%	3.8%	3.7%	3.8%	13.0%	12.0%	9.1%	4.8%	6.0%

平成22年度 収蔵作品・資料貸出一覧

貸出先	展覧会名	展覧会会期	貸出期間	点数
森美術館	六本木クロッシング	平成22年3月20日(土)～7月4日(日)	平成22年3月3日(水)～7月31日(土)	2
IZU PHOTO MUSEUM	時の宙づり：生と死のあわいで	平成22年4月3日(土)～8月20日(金)	平成22年3月13日(土)～8月30日(月)	4
原美術館	ウィリアム・エグルストン：パリー京都	平成22年6月5日(土)～8月22日(日)	平成22年5月31日(月)～8月24日(火)	7
Madrid. Círculo de Bellas Artes	Laszlo Moholy-Nagy The Art of Light	平成22年6月1日(水)～8月29日(日)	平成22年6月21日(月)～平成23年10月上旬	4
Berlin. Martin Gropius Bau		平成22年10月4日(月)～平成23年1月16日(日)		
Den Haag. Geemntemuseum		平成23年1月29日(土)～5月1日(日)		
Ludwig Múzeum		平成23年6月9日(木)～9月25日(日)		
日上市郷土博物館	東京都写真美術館コレクション展 写真家ユージン・スミス	平成22年10月23日(土)～12月5日(日)	平成22年10月18日(月)～12月10日(金)	90
豊田市美術館	森村泰昌★なにものかへのレクイエム 戦場の頂上の芸術	平成22年6月26日(土)～9月5日(日)	平成22年5月12日(水)～平成23年4月21日(木)	17
広島市現代美術館		平成22年10月23日(土)～平成23年1月10日(月・祝)		
兵庫県立美術館		平成23年1月18日(火)～4月10日(日)		
静岡市美術館	家康と慶喜	平成22年12月11日(土)～平成23年1月30日(日)	平成22年11月30日(火)～平成23年2月9日(水)	2

平成22年度 プリントスタディールーム別申請一覧

年月	申請件数(件)	申請点数(点)	閲覧点数(点)
4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	0	0	0
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	0	0	0
11月	1	3	3
12月	0	0	0
1月	0	0	0
2月	0	0	0
3月	0	0	0
総計	1	3	3

平成22年度 中学生職場体験受入実績

学校名	学年	人数	期間
東京都立白鷺中学生職場体験	2年生	3	平成22年11月9日(火)～11日(木) 3日間

平成22年度 職場体験型インターンシップ等受入実績(短期)

学校名	学年	人数	期間
首都大学東京	1・2年生	3	平成22年8月31日(火)～9月8日(水)のうち6日間
日本大学芸術学部	3年生	1	平成22年9月6日(月)～9月17日(金)のうち10日間

平成22年度 インターンシップ受入実績

所属	学年	人数	期間
駿河台大学	修士課程2年	1	平成22年4月1日(木)～平成23年3月30日(水)
東京工芸大学	4年	1	平成22年4月1日(木)～平成23年3月30日(水)
バルセロナ大学	博士課程中退	1	平成22年4月1日(木)～平成23年3月30日(水)
東京芸術大学	修士課程2年	1	平成22年4月1日(木)～平成23年3月30日(水)
法政大学	博士課程	1	平成22年4月1日(木)～平成23年3月30日(水)
インディペンデント・キュレーター		1	平成22年10月14日(木)～平成22年12月27日(月)

平成22年度 展覧会別入場者数

【単位：人】

	展覧会名	会期	開催日数	総入場者
収蔵展	1 侍と私-ポトレイトが語る初期写真-	5/15 -7/25	62日間	16,790
	2 私を見て！ヌードのポトレイト	7/31 -10/3	56日間	27,794
	3 二十世紀肖像 全ての写真は、ポトレイトである。	10/9 -12/5	51日間	18,210
	4 オノデラユキ 写真の迷宮（ラピルス）へ	7/27 -9/26	54日間	26,768
	5 スナップショットの魅力 [かがやきの瞬間]	12/11 -2/6	45日間	26,085
	6 映像をめぐる冒険 vol.3 3Dヴィジョンズ 新たな表現を求めて	12/21 -2/13	43日間	15,580
	7 夜明けまえ 知られざる日本写真開拓史 四国・九州・沖縄地方編	3/8 -3/31(5/8)	18日間 (52)	3,604
自主企画展	1 森村泰昌：なにものかへのレクイエム -戦場の頂上の芸術-	(3/11)4/1 -5/9	35日間 (53)	21,316 (29,854)
	2 古屋誠一 メモワール、 「愛の復讐、共に離れて……」	5/15 -7/19	57日間	21,006
	3 ラヴズ・ボディ 生と性を巡る表現	10/2 -12/5	57日間	23,192
	4 日本の新進作家展vol.9 ニュー・スナップショット [かがやきの瞬間]	12/11 -2/6	45日間	25,659
	5 第3回恵比寿映像祭	2/18 -2/27	10日間	46,971
	6 芸術写真の精華 日本のピクトリアリズム 珠玉の名品展	3/8 -3/31(5/8)	18日間 (52)	3,087
誘致展	1 ジャンルー・シーフ Unseen & Best works	(3/27)4/1 -5/16	41日間 (45)	12,668 (13,654)
	2 日本写真家協会展（JPS展） 第35回写真公募展	5/22 -6/6	14日間	4,207
	3 世界報道写真展2010	6/12-8/8	50日間	41,133
	4 「おんな」-立ち止まらない女性たち- 日本写真家協会創立60周年記念展	8/14-8/29	14日間	10,350
	5 黒澤明生誕100年記念画コンテ展 映画に捧ぐ	9/4-10/11	33日間	7,824
	6 第21回日本写真作家協会展 第8回日本写真作家協会公募展（JPA展）	10/16 -10/31	14日間	5,596
	7 写真新世紀東京展2010	11/6 -11/28	21日間	11,085
	8 第11回上野彦馬賞 九州産業大学フォトコンテスト	12/4 -12/12	8日間	1,596
	9 APAアワード2011 第39回社団法人日本広告写真家協会 公募展（APA展）	3/5 -3/20	11日間	2,447
	10 ベッティナ・ランス展	3/26 -3/31(5/16)	5日間 (45)	1,159

	イベント	会期	開催日数	総入場者
実験劇場他イベント	1 生誕100周年 マザー・テレサ映画祭	(3/20)4/1 -4/11	10日間 (31)	2,830 (4,489)
	2 「すばらしいことを神さまのために」 特別上映会	4/24 -4/25	2日間	663
	3 ショパン生誕200年記念上映 映画「別れの曲」	4/29 -5/16	17日間	4,992
	4 映画で観る戦争の真実試写会	5/12	1日間	130
	5 JPS展関連イベント（表彰式・講演会）	5/22	1日間	291
	6 「侍と私」展記念講演会 [幕末明治の肖像写真]	5/23	1日間	35
	7 ドキュメンタリー映画「小三治」	5/25 -6/18	22日間	1,824
	8 映画で見る戦争の真実「ハーツ・アンド・ マインズ」/「ウィンター・ソルジャー」	6/19 -7/16	24日間	6,616
	9 「地球交響曲第七番」 [ガイアシンフォニーNo.7]	7/17 -8/29	38日間	11,307
	10 JPS展関連イベント（講演会）	8/22	1日間	140
	11 「私を見て！」展関連イベント	8/29	1日間	121
	12 「ZERO：9/11の虚構 私たちはまだ何 も知らない」マスコミ試写会	8/31	1日間	56
	13 ショパン生誕200年記念上映 映画「別れの曲」	9/1 -9/10	9日間	1,297
	14 アニメ・ジュノー	9/1 -9/10	9日間	102
	15 「未完成交響曲～シューベルトの恋～」	9/11 -9/24	12日間	1,641
	16 ZERO：9/11の虚構 私たちはまだ何も知らない	9/11 -9/24	12日間	1,794
	17 黒澤明生誕100年記念特別上映企画	9/25 -10/8	12日間	597
	18 アニメ・ジュノー	10/9 -10/22	12日間	318
	19 東京国際映画祭2010 東京・中国映画週間	10/23 -10/27	4日間	639
	20 ショートショートフィルムフェスティ バル&アジア「フォーカス・オン・アジ ア」&ワークショップ	10/28 -10/31	4日間	866
	21 画像保存セミナー	11/5	1日間	150
	22 アニメ・ジュノー	11/6 -11/11	5日間	472
	23 ラヴズ・ボディ講演会	11/8,13,23	3日間	462
	24 キヤノン写真新世紀公開審査会	11/19	1日間	190
	25 映画で見る戦争の真実「ハーツ・アンド・ マインズ」/「ウィンター・ソルジャー」 再上映	11/20 -12/3	6日間	1,363
	26 20世紀肖像展講演会	11/21	1日間	58
	27 オペラ映画フェスティバル2010 ブラシド・ドミンゴ in films	12/4 -12/26	20日間	5,641
	28 地球交響曲ライブ	1/2,3	2日間	544
	29 地球交響曲期間限定ロードショー	1/5 -1/14	9日間	998
	30 その街のこども 劇場版	1/15 -2/13	26日間	3,889
	31 映画「宮城野」試写会	3/4	1日間	149
	32 映画「イグジット・スルー・ザ・ギフト ショップ」試写会	3/9	1日間	135
	33 「文楽 冥途の飛脚」	3/5～ 3/31(4/1)	20日間 (21)	2,786

※1 「森村泰昌：なにものかへのレクイエム」「ジャンルー・シーフ」「生誕100周年 マザー・テレサ映画祭」は、平成22年4月1日以降の入場者数。

※2 「夜明けまえ 知られざる日本写真開拓史」「芸術写真の精華 日本のピクトリアリズム 珠玉の名品展」「ベッティナ・ランス展」「文楽 冥途の飛脚」は平成23年3月31日までの入場者数

ともに（ ）内は会期中の総日数・総入場者数

平成22年度 東京都写真美術館予算概要

公益目的事業会計

[単位：千円]

(旧一般会計)

1 経常増減の部	
経常収益	
事業収益	
参加料	1,050
経常収益計	1,050
経常費用	
事業費	6,546
(ワークショップ)	3,497
(スクールプログラム)	1,206
(事業管理)	1,843
経常費用計	6,546
当期経常増減額	△ 6,546
他会計振替額	
公益目的事業会計振替額(旧振興会計)	1,156
収益事業等会計振替額(旧付帯会計)	2,547
当期正味財産増減額	△ 2,843
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	△ 2,843

(旧受託会計)

1 経常増減の部	
経常収益	
事業収益	57,976
入場料	29,624
施設使用料	28,352
受取負担金	2,000
受取国庫負担金	2,000
受託収益	676,639
管理運営受託収益	676,639
経常収益計	736,615
経常費用	
事業費	740,191
(美術館維持管理)	287,621
(展覧会事業)	76,246
(情報システム)	15,344
(図書室の運営)	20,442
(保存科学研究室)	1,702
(調査研究)	1,773
(貸出施設の運営)	11,130
(広報事業)	35,077
(作品資料収集事業)	15,356
(事業人件費)	184,049
(収蔵作品の購入)	60,000
(美術館管理運営)	31,451
経常費用計	740,191
当期経常増減額	△ 3,576
他会計振替額	
公益目的事業会計振替額	7,560
収益事業等会計振替額(旧付帯会計)	500
当期正味財産増減額	4,484
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	4,484

(旧振興会計)

1 経常増減の部	
経常収益	
事業収益	117,454
入場料	40,174
協賛金	67,580
共催事業収益	9,700
受取助成金	6,680
受取東京都助成金	680
受取国庫助成金	3,000
受取民間助成金	3,000
受取負担金	93,011
受取東京都負担金	89,000
受取民間負担金	4,011
雑収益	1,500
雑収益	1,500
経常収益計	218,645
経常費用	
事業費	207,595
(展覧会事業)	172,128
(実験劇場)	6,200
(写真・映像振興事業)	1,000
(支援会員)	22,874
(あ・ら・かるチャー)	2,050
(誘致企画展)	2,961
(事業管理)	382
経常費用計	207,595
当期経常増減額	11,050

2 経常外増減の部	
経常外費用	
固定資産寄贈	
(収蔵作品購入)	10,000
経常外費用計	10,000
当期経常外増減額	△ 10,000
他会計振替額	
公益目的事業会計振替額	△ 1,156
収益事業等会計振替額(旧付帯会計)	2,068
当期正味財産増減額	1,962
一般正味財産期首残高	61,565
一般正味財産期末残高	63,527

収益事業等会計

(旧一般会計)

1 経常増減の部	
経常収益	
事業収益	
出版物販売	800
経常収益計	800
当期経常増減額	800
他会計振替額	
公益目的事業会計振替額(旧一般会計)	△ 800
当期正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	0

(旧受託会計)

1 経常増減の部	
経常収益	
事業収益	2,095
販売手数料	2,095
受託収益	5,698
管理運営受託収益	5,698
経常収益計	7,793
経常費用	
事業費	7,293
(展覧会事業)	1,595
(事業人件費)	5,698
経常費用計	7,293
当期経常増減額	500
他会計振替額	
公益目的事業会計振替額(旧受託会計)	△ 500
当期正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	0

(旧振興会計)

1 経常増減の部	
経常収益	
事業収益	
出版物販売	4,308
経常収益計	4,308
経常費用	
事業費	2,240
(展覧会事業)	2,240
経常費用計	2,240
当期経常増減額	2,068
他会計振替額	
公益目的事業会計振替額(旧振興会計)	△ 2,068
当期正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	0

(旧付帯会計)

1 経常増減の部	
経常収益	
事業収益	
商品販売	1,500
画像使用手数料	200
撮影手数料収入	50
管理手数料	9,480
光熱水費収入	1,134
経常収益計	12,364
経常費用	
事業費	7,083
(ミュージアムショップ等)	6,533
(事業管理)	550
経常費用計	7,083
当期経常増減額	5,281
他会計振替額	
公益目的事業会計振替額(旧一般会計)	△ 1,747
当期正味財産増減額	3,534
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	3,534

● 東京都写真美術館条例

平成2年3月31日

条例第20号

東京都写真美術館条例を公布する。

○東京都写真美術館条例

(設置)

第1条 都民のための写真及びその他の映像(以下「写真等」という。)に関する文化の振興を図るため、東京都写真美術館(以下「館」という。)を東京都目黒区三田1丁目13番3号に設置する。

(事業)

第2条 館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 写真等の作品その他の写真等に関する資料(以下「作品等」という。)の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- 2 写真等に関する調査及び研究に関すること。
- 3 写真等に関する図書収集、保管及び利用に関すること。
- 4 写真等に関する講演会、講習会等の主催、広報、出版等の普及活動に関すること。
- 5 館の施設の提供に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(休館日及び開館時間)

第3条 館の休館日及び開館時間は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める。

(作品等の特別閲覧)

第4条 館に所蔵されている作品等について、研究又は鑑賞のため、プリントスタディールームにおける閲覧(以下「特別閲覧」という。)をしようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の特別閲覧の承認をしないことができる。

- 1 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 作品等の管理上支障があると認められるとき。
- 3 館の管理上支障があると認められるとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、知事が不適当と認めるとき。

(特別閲覧料)

第5条 前条第1項の規定により承認を受けた者は、別表第1に定める額の特別閲覧料を前納しなければならない。

(使用の承認)

第6条 写真等に関する文化の振興に資する展覧会、講演会等を実施するために館の施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の使用の承認をしないことができる。

- 1 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 館の管理上支障があると認められるとき。

- 3 申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、知事が不適当と認めるとき。

(利用料金)

第7条 前条第一項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)及び収蔵展(館の収蔵作品を中心とする展示をいう。)を閲覧しようとする者は、指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。)に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減額又は免除)

第8条 指定管理者は、規則で定めるときその他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第9条 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、正当な理由があるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更禁止)

第11条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 1 使用の目的に違反して使用したとき。
- 2 この条例に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
- 3 善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 4 災害その他の事故により館の使用ができなくなったとき。
- 5 工事その他の都合により、知事が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、使用を終了したときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 作品等又は館の施設若しくは設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入館の制限等)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- 1 他人に迷惑をかけ、又は作品等若しくは館の施設若しくは設備を損壊するおそれがあると認めるとき。
- 2 前号に掲げる場合のほか、館の管理上支障があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第16条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。))に、館の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 1 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- 2 館の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- 3 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 1 第4条第1項の規定により、特別閲覧の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき、若しくは不相当と認めるときに、特別閲覧の承認をしないこと。
- 2 第6条第1項の規定により、施設等の使用の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号若しくは第2号に該当するとき、施設等を必要と認める事業に使用するとき、その他使用を不相当と認めるときに、使用の承認をしないこと。
- 3 第11条ただし書の規定により、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えることについて承認をすること。
- 4 第12条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号に該当するとき、使用者がこの条例に違反し、若しくは指定管理者の指示に従わなかったとき、又は工事その他の都合により特に必要と認めるときに、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずること。
- 5 第15条の規定により、同条各号に該当すると認めて、入館を禁じ、又は退館を命ずること。

3 前項第2号の業務を指定管理者が行う場合において、申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するときは、指定管理者は、使用の承認をしないことができる。

(指定管理者の指定)

第17条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に館の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- 1 前条第1項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- 2 安定的な経営基盤を有していること。
- 3 館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- 4 利用者のサービス向上を図ることができること。
- 5 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 知事は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(知事の調査及び指示)

第18条 知事は、館の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理運営の業務又は経理の状況に関し定期的に、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第19条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 1 管理運営の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- 2 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 3 第21条第1項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
- 4 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限り。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時に館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第2又は別表第3に定める額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあっては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。))とあるのは「知事」と、「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。))とあるのは「使用料」と、「指定管理者が」とあるのは「知事が」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2及び別表第3中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公表)

第20条 知事は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理運営の基準等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、館の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 1 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
 - 2 都民の平等な利用を確保すること。
 - 3 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - 4 館の施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
 - 5 業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
 - 6 前各号に掲げるもののほか、別途知事が定める管理運営に関する基準を満たすこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 1 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 2 業務の実施に関する事項
 - 3 事業の実績報告に関する事項
 - 4 前3号に掲げるもののほか、館の管理運営に関し必要な事項

(委 任)

第22条 第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成17年条例第27号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の東京都写真美術館条例第7条から第9条まで及び第16条の規定は、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の東京都写真美術館条例第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

別表第1(第5条関係)

単位	特別閲覧料
1点1回	340円

別表第2(第7条、第19条関係)

	区分	使用単位	利用料金
施設	地下1階展示室	全日	93,100円
	2階展示室	全日	79,690円
	3階展示室	全日	79,690円
	ホール	午前	17,520円
		午後	23,370円
		夜間	23,370円
		全日	58,430円
創作室	午前	6,030円	
	午後	8,040円	
	夜間	8,040円	
	全日	20,120円	
	ロビー、エントランスホール その他の施設(規則で定める施設又は部分を除く。)	1平方メートル全日	160円
附帯設備	ホール用同時通訳設備	1式1回	2,500円
	ホール用ビデオプロジェクター	1式1回	5,000円
	電源設備	1キロワット1回	120円

- 備考
- 1 施設の使用単位は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後6時から午後9時まで、全日は午前9時から午後9時までとする。
 - 2 附帯設備の使用単位の1回は、施設の使用単位の午前、午後又は夜間に対応するものとする。

別表第3(第7条、第19条関係)

区分	利用料金(観覧)(1人1回につき)	
	個人	団体(20人以上)
一般	1,120円	890円
高齢者(65歳以上の者をいう。備考2において同じ。)及び生徒	560円	440円

- 備考
- 1 生徒とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。ただし、中学校の生徒及びこれに準ずる者のうち、東京都の区域内に住所を有するもの並びに東京都の区域内に所在する中学校及びこれに準ずる学校に在学するものを除く。
 - 2 一般とは、高齢者及び生徒(前号ただし書に規定する者を含む。)以外の者をいう。ただし、小学生及び学齢に達しない者を除く。

● 東京都写真美術館条例施行規則

平成2年5月25日

規則第96号

東京都写真美術館条例施行規則を公布する。

○ 東京都写真美術館条例施行規則

(休館日)

第1条 館の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 1 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日当たるときは、その翌日)
- 2 1月1日から同月4日まで
- 3 12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号。以下「条例」という。)第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う休館日の変更を待ついとまがないと認めるときは、同項に定める休館日に館を臨時に開館することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により館を臨時に開館したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(開館時間等)

第2条 館の開館時間及び入館時間は、別表のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う開館時間及び入館時間の変更を待ついとまがないと認めるときは、館の開館時間及び入館時間を臨時に延長することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により館の開館時間及び入館時間を臨時に延長したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(特別閲覧の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により館に所蔵されている作品等の特別閲覧をしようとする者は、特別閲覧申請書(別記第1号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(特別閲覧の承認)

第4条 条例第4条第1項の規定により特別閲覧の承認をしたときは、知事は、特別閲覧承認書(別記第2号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する特別閲覧承認書は、特別閲覧をするときにこれを係員に提示しなければならない。

(特別閲覧料の徴収)

第5条 知事は、特別閲覧料を徴収するときは、館に掲示する方法により納入の通知をするものとする。

2 特別閲覧料の徴収については、指定管理者に委託することができる。

(使用の申請等)

第6条 条例第6条第1項の規定により施設等を使用しようとする者は、使用申請書(別記第3号様式)を使用月の前6月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例別表第2に規定する規則で定める施設又は部分とは、次に掲げるものをいう。

- 1 事務室
- 2 館長室
- 3 収蔵庫
- 4 機械室
- 5 中央監視室
- 6 書庫
- 7 前各号に掲げるもののほか、使用させることにより館の管理運営に支障が生じると知事が認めるもの。

(使用の承認)

第7条 前条第1項の規定により使用の承認をしたときは、知事は、使用承認書(別記第4号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する使用承認書は、施設等を使用するときにこれを係員に提示しなければならない

(利用料金の承認の申請)

第8条 指定管理者は、条例第7条第2項に規定する利用料金の額を定めるときは、利用料金承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

(利用料金の減免)

第9条 条例第8条の規定により利用料金を減額することができる場合及びその減額の割合又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

- 1 都内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者の引率者並びに都内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 免除
- 2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 3 都が発行する愛の手帳又は道府県が発行する療育手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 5 高齢者(65歳以上の者をいう。)が観覧するとき(毎月第3水曜日に限る。) 免除
- 6 都内に住所を有する者で18歳未満の子を同伴する者が観覧するとき(毎月第3土曜日及び第3日曜日に限る)。 5割
- 7 若手芸術家として知事が別に定める芸術家の創造活動又は伝統文化活動を支援する事業で知事が指定する事業を実施するために施設等

- を使用するとき。 免除
- 8 都内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらに準ずるものが、児童又は生徒のための事業を実施するために施設等を使用するとき。 5割
 - 9 官公署が施設等を使用するとき。 2割5分

(指定管理者の申請)

第10条 条例第17条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 1 事業計画書
- 2 文化施設又はこれに類する施設の管理運営に関する業務実績を記載した書類
- 3 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するものの
- 4 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 6 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第11条 条例第17条第2項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 1 都の文化施策及び文化施設運営の方針にのっとり、都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- 2 文化施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- 3 文化施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、館の適正な管理運営を行うために知事が定める基準

(指定管理者に関する読替え)

第12条 条例第16条の規定により指定管理者が館の管理運営に関する業務を行う場合についての第3条、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

(臨時の館の管理運営に関する準用)

第13条 第9条の規定は、条例第19条第2項の規定により知事が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委 任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、東京都生活文化局長が定める。

附 則(平成17年規則第38号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都写真美術館条例施行規則第1条第2項及び第3項、第2条第2項及び第3項、第3条、第5条、第6条第1項、第8条、第10条並びに別記第1号様式から第5号様式までの規定は、平成18年9月1日(同日前に東京都写真美術館条例の一部を改正する条例(平成17年東京都条例第27号)による改正後の東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号)第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

別表(第2条関係)

施設名	開館時間	入館時間
地下1階展示室 2階展示室 3階展示室	午前10時から午後6時まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後8時まで	午前10時から午後5時30分まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後7時30分まで
図書室 プリント スタディールーム	午前10時から午後6時まで	午前10時から午後5時30分まで

備考 この表の規定は、地下1階展示室、2階展示室及び3階展示室にあっては収蔵展を開催する期間について適用する。

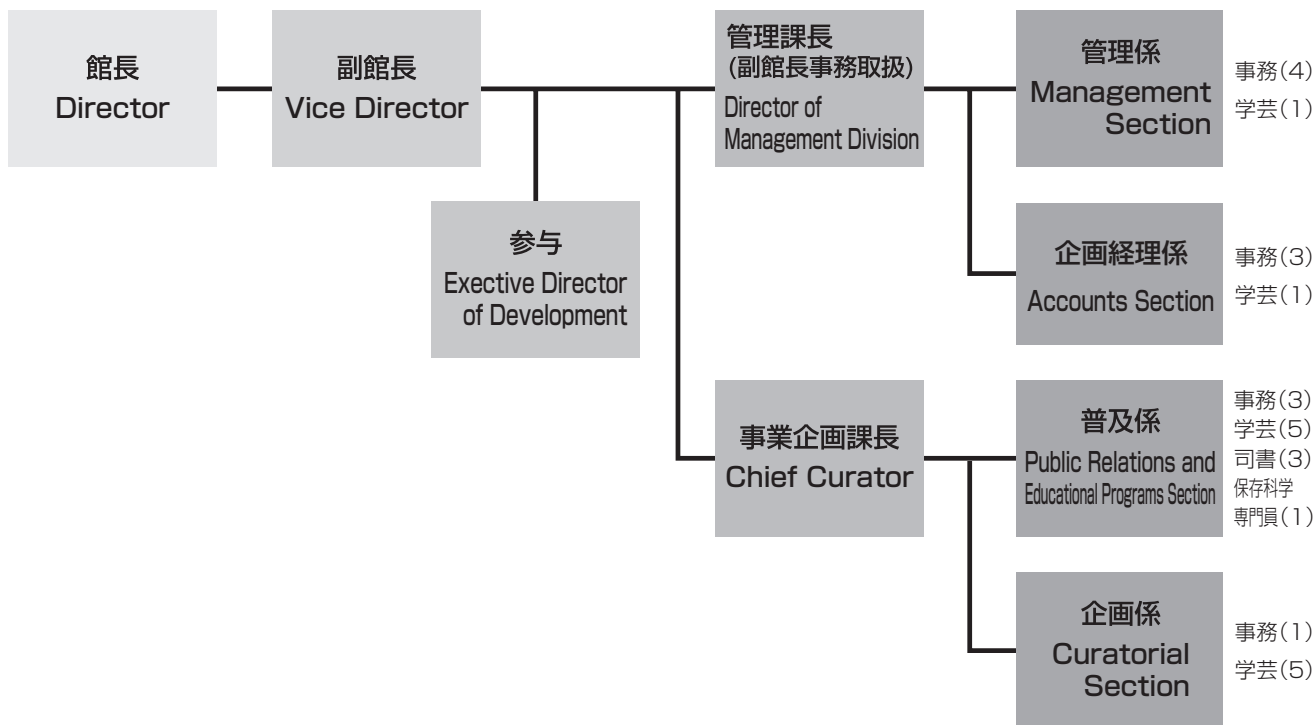
●開館の経緯

- 昭和61年11月—第二次東京都長期計画で「写真文化施設の設置」を発表
- 昭和62年9月—東京都映像文化施設設置委員会設置
- 昭和63年7月—東京都映像文化施設作品資料収集・評価委員会設置
- 平成元年2月—「東京都映像文化施設（仮称）基本構想」（設置企画委員会報告）を発表
- 平成元年8月—東京都写真美術館設置企画委員会、同作品資料収集・評価委員会設置
- 平成2年6月—東京都写真美術館条例施行。東京都写真美術館一次施設開館
- 平成3年8月—「東京都写真美術館基本計画」を発表。東京都写真美術館総合施設の建設工事着手
- 平成5年7月—東京都写真美術館総合施設開設準備委員会設置
- 平成6年8月—東京都写真美術館の建物竣工
- 平成7年1月21日—東京都写真美術館総合開館

[歴代館長]

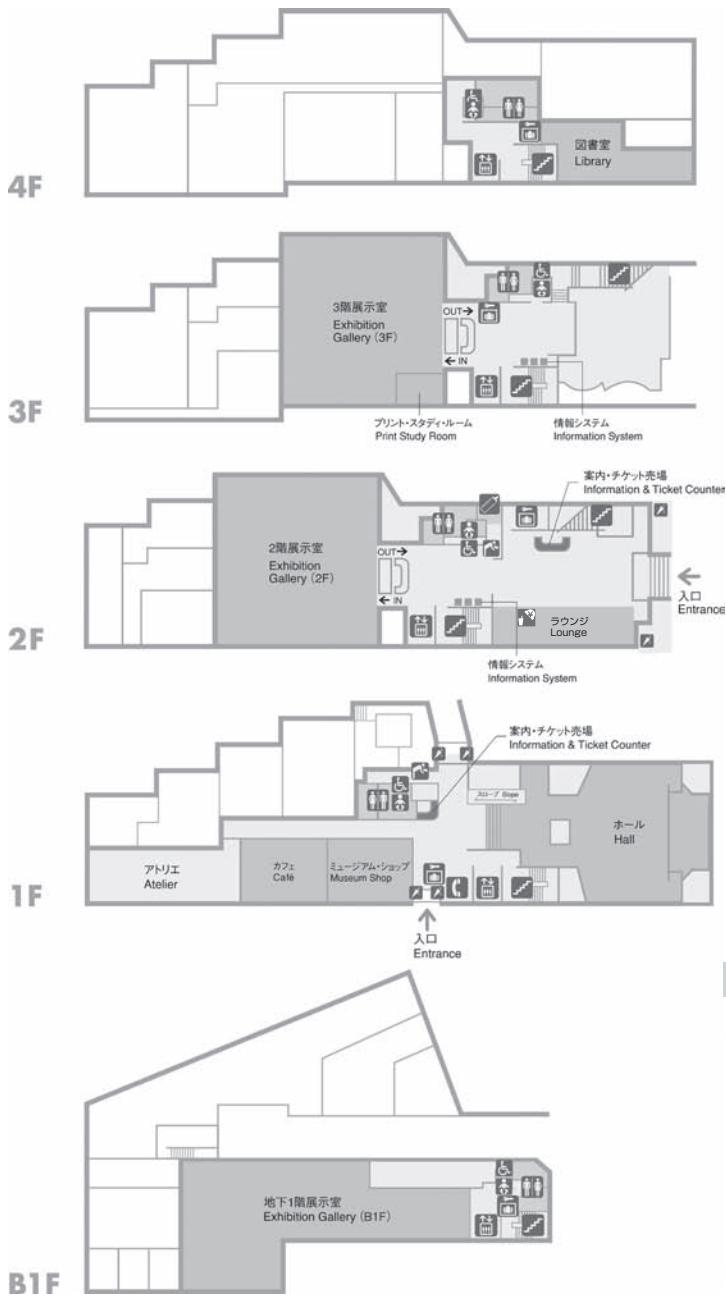
- 平成2年6月1日—初代館長に渡辺義雄就任（平成7年3月31日まで）
- 平成7年4月1日—第2代館長に三木多聞就任（平成12年3月31日まで）
- 平成12年4月1日—第3代館長に徳間康快就任（同年9月20日まで）
- 平成12年11月6日—第4代館長に福原義春就任

●組織図



※人数は定数による。

●平面図



●施設面積

主要諸室	面積 (㎡)
3階展示室 (プリントスタディールームも含む)	495
2階展示室	495
地下1階展示室	532
ホール	283
図書室	121
書庫	207
4階収蔵庫	170
3階収蔵庫	176
2階収蔵庫	176
ミュージアムショップ	50
1階カフェ	94
2階ラウンジ	10
総面積	7,500

●建物概要

外部

- 外壁. 大型陶板タイル 750口 乾式工法
花崗岩貼り (本磨き、ジェットバーナー仕上げ)
- 屋根. アスファルト防水 コンクリート押え
伸縮目地切り (一部陶器タイル貼り)
- 床. ステンレス瓦棒葺き フッ素樹脂塗装
レンガタイル貼り 大型タイル貼り 花崗岩貼り

内部 (エントランスホール)

- 天井. アルミパネル貼り
- 壁. 大理石貼り (本磨き、一部サンドブラスト仕上げ)
- 床. 花崗岩貼り (ウォータージェット仕上げ、一部本磨き)

内部 (展示室)

- 天井. 岩綿吸音板貼り
アクリルエマルジョン塗装 (一部直天)
- 壁. ゼオライトパネル貼り ガラスクロス貼り
アクリルエマルジョン塗装
- 床. タイルカーペット貼り

収蔵庫環境

- 収蔵庫、展示室に120カ所の温湿度計測システムを設置、
24時間自動管理。
- 収蔵棚-1・海外作家作品 (銀塩・顔料)
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-2・国内作家作品 (銀塩・顔料)
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-3・歴史的写真および古典写真 (染料)、カラー
写真、乾板
10±1℃、RH45±5%
- 収蔵棚-4・フィルム類
5±1℃、RH45±5%
- 収蔵棚-5・写真・映像関連機材
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-6・作家周辺資料
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-7・映像資料用フィルム類
20±1℃、RH50±5%

●設備概要

昇降機設備

- 1 荷物用エレベーター：1台
ロープ式：3t 内法：W3m×D4m×H3m
- 2 身障者用エレベーター：1台
ロープ式：24人乗り (1,600kg)
- 3 身障者用屋外型エスカレーター：1台
幅：1,200mm (踏段幅：1,004mm)

電気設備

- 1 受変電設備
受変電圧：3相3線式 6,600V/50Hz
変圧器容量：1,900KVA
契約電力：従量制
- 2 自家発電設備
始動方式：電気式
冷却方式：自己空冷式
燃料：特A重油1,950L
運転時間：7.3時間
- 3 蓄電池設備
キュービクル式直流電源装置容量：200AH/10HR
- 4 動力設備
- 5 電灯、コンセント、照明設備
- 6 一般放送、非常用放送設備
- 7 電話設備
- 8 インターホン設備
- 9 テレビ共同視聴設備
- 10 自動火災報知設備
- 11 I T V 監視装置
- 12 防犯センサー装置
- 13 音響・映像装置
- 14 電飾案内表示

空調設備

- 1 中央監視方式 個室などは個別式
- 2 空気-水方式 冷媒方式
- 3 熱源
空冷ヒートポンプチラー
冷房：24.6USRt×2 (24時間空調対象系統)
ヒートポンプパッケージ型空調機：11機
全熱交換器ユニット：12機
地域冷暖房システムより供給：冷水1,990MJ/h、
78m³/h
蒸気1,975MJ/h、895kg/h

開館時間

- 展示室－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）
チケット販売は閉館の30分前まで。
- 図書室－10:00-18:00
閲覧・コピー請求受付－10:00-11:30／13:00-17:30
（火・水のみ10:00-17:30）
- ホール－10:00-21:00（この間、複数回上映）
各上映によりスケジュールが変わります。
- カフェー1F 10:00-20:00（火－土）
10:00-18:00（日）
2F 10:00-18:00（火－日）
ラストオーダーは閉店の30分前まで。
※2Fカフェは平成22年8月31日をもって終了。
- ミュージアム・ショップ
－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）
10:00-18:30（土）

休館日

- 毎週月曜日（月曜日が祝日または振替休日の場合は、その翌日）
- 年末年始

観覧料

- 展覧会・上映会によって、料金が異なります。ホームページをご覧ください、インフォメーション・カウンター（チケット売場）でお問い合わせください。

特別観覧（プリントスタディールーム）

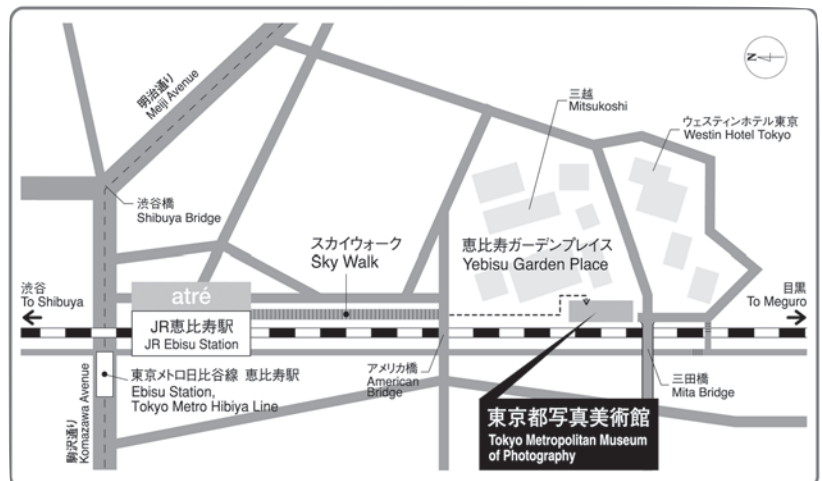
- 日時（予約制）：毎週木曜日 13:00～18:00
- 料金：作品等1点につき340円（観覧当日払い）

交通案内

- JR恵比寿駅東口より「スカイウォーク」にて徒歩約7分。
（恵比寿ガーデンプレイス内）
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」1番出口より正面のJR駅ビル・アトレの上りエスカレーターを利用、そのまま駅ビル内を直進し、「スカイウォーク」にて徒歩約10分。
- 東急目黒線、都営三田線「目黒駅」より徒歩約20分。
- 恵比寿1丁目バス停、または恵比寿4丁目バス停より徒歩約7分（田87）。

お問い合わせ

- 電話：03-3280-0099
- HP：http://www.syabi.com



東京都写真美術館年報2010-11（平成22年度）

発行日：平成23年5月15日

編集：東京都写真美術館

製作・印刷：光写真印刷株式会社

発行：公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都写真美術館
〒153-0062

東京都目黒区三田1-13-3

恵比寿ガーデンプレイス内

電話：03-3280-0099（代表）



東京都写真美術館
〒153-0062
東京都目黒区三田1-13-3
TEL.03-3280-0099